

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

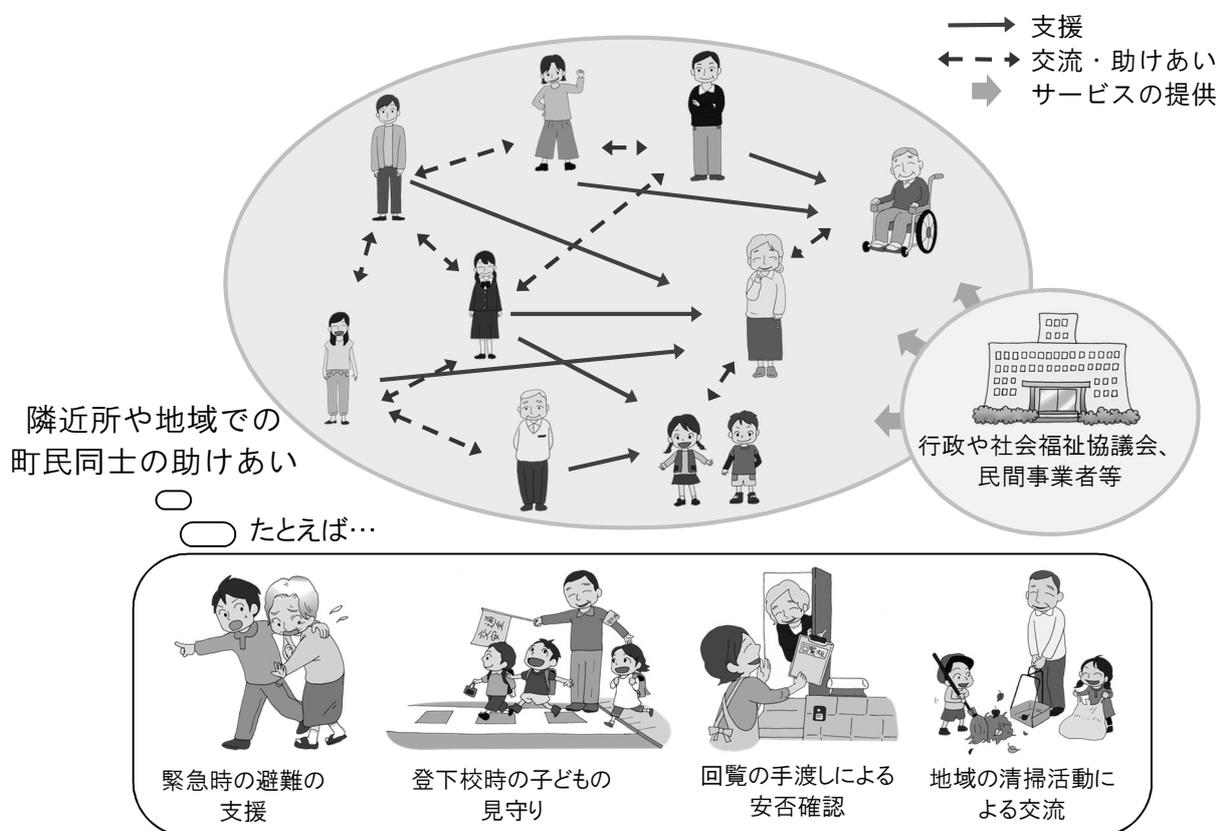
地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、私たちの住むまちでは地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、ひとり暮らし高齢者の増加など、さまざまな地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、すべての町民が安心して、生活が送れるよう、町民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。

### ■地域福祉推進のイメージ



## 2 地域福祉の必要性について

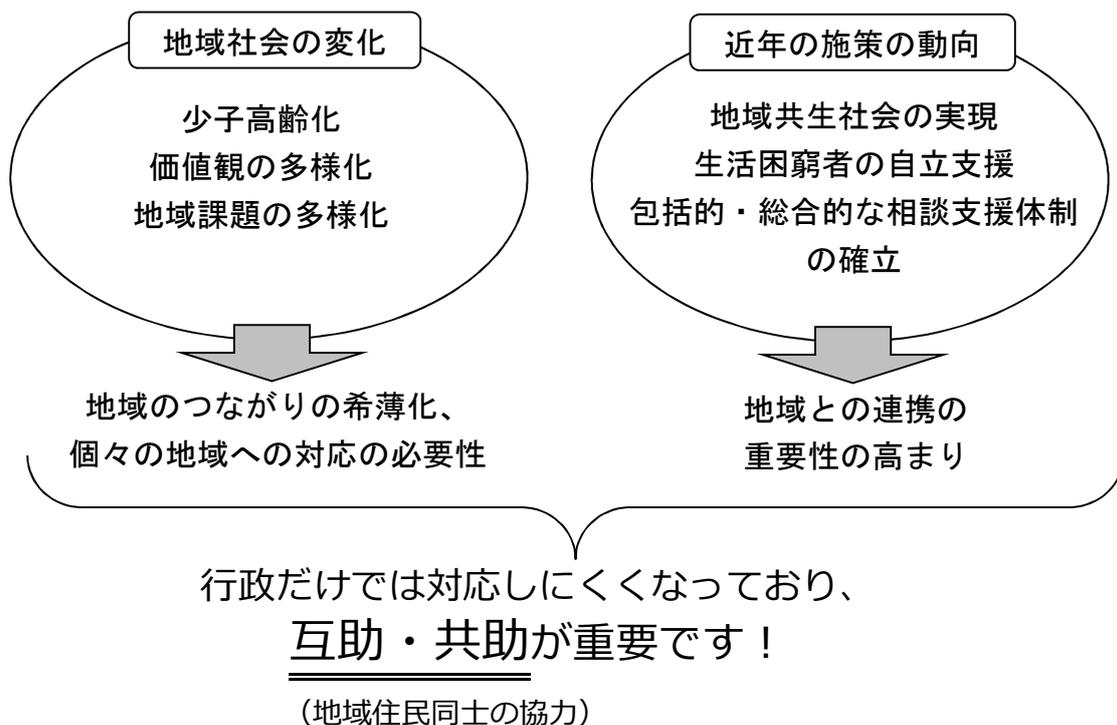
地域に暮らす住民が日々の生活を過ごしていく中で、さまざまな悩みごとや課題を抱えることがあります。

そのような生活課題には、日常的な身の回りのことから緊急時に関するものまで多種多様であり、公的サービスだけでカバーすることが難しくなっています。

そこで重要となるのが、地域の中での助けあいや支えあいである「互助・共助」です。高齢者や障害者など、特定の人を対象ではなく、そこに暮らす住民全員が暮らしやすい地域をつくっていく必要があります。

近年、国では生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」に当たる人々の増加に対応するため、2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階で、自立に向けた支援に取り組んでいくことが位置付けられました。さらに、2016（平成28）年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域共生社会の実現に向けた取り組みの検討が進められています。

地域福祉ではさまざまな課題に対応するため、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政など、従来の福祉の枠を超えた幅広い分野、行政と住民の連携が必要であり、地域福祉の観点からまちをつくっていくことが重要です。



### 3 計画策定の目的

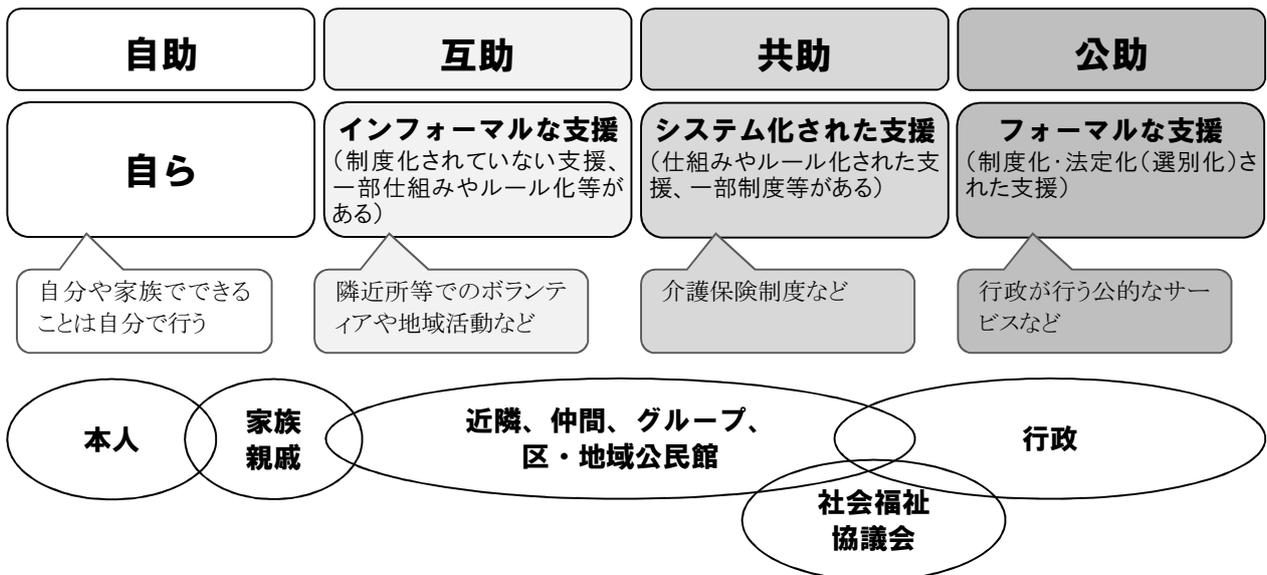
本計画では、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助・互助・共助・公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

近年、高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待等の問題が社会問題となっており、地域での見守りが一層重要となっています。さらに集中豪雨による河川の氾濫などの水害等の大規模な災害が多発しており、災害時の避難等に手助けを必要とする災害時要配慮者\*に対する地域での対策が大きな課題となっています。

このように多様化している生活課題の解決に向けては、「公助」である公的サービスだけでなく「互助」や「共助」の役割が大きくなっています。「互助」は、地域の中でのボランティアや地域活動、「共助」は制度化された地域ぐるみの助けあいや支えあいを意味しており、これらを推進していくためには町民の協力が不可欠となっています。

そこで大泉町・大泉町社会福祉協議会では、地域での助けあいや支えあいを進めていくために2013（平成25）年3月に「大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定し、町民とともに取り組みを進めてまいりました。このたび計画期間が終了し、今後想定される新たな課題に対応していくため、2018（平成30）年に「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定します。

#### ■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



\*災害時要配慮者：災害時に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

## 4 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画とは、社会福祉法にもとづき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる行政計画です。そして地域福祉活動計画とは、町民主体の理念のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

### ■社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 5 計画の位置付け

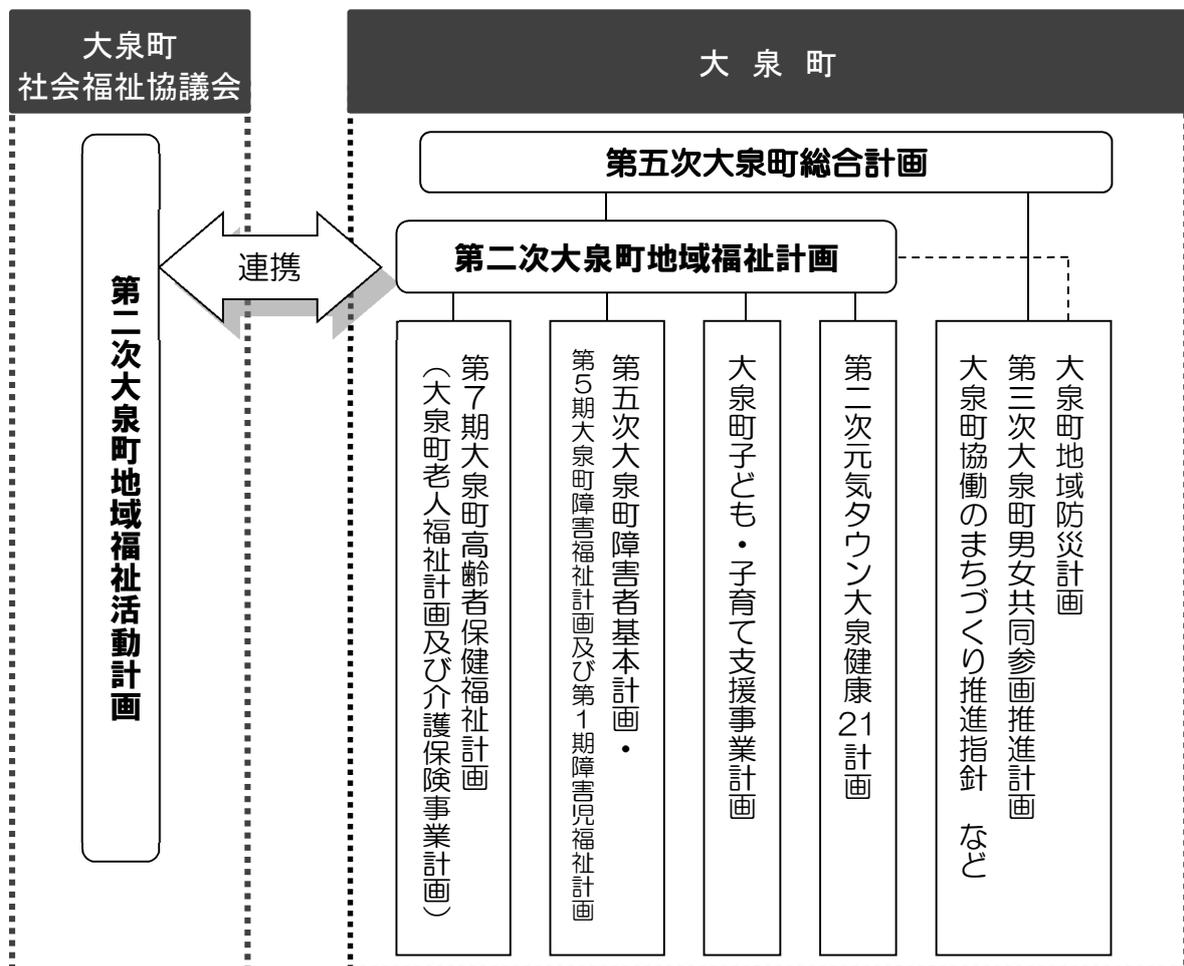
「大泉町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「第五次大泉町総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する町の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、町民主体のまちづくりや町民参加を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「大泉町地域福祉活動計画」は、大泉町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助・共助」の性格をより明確にした計画です。

本町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」策定しました。

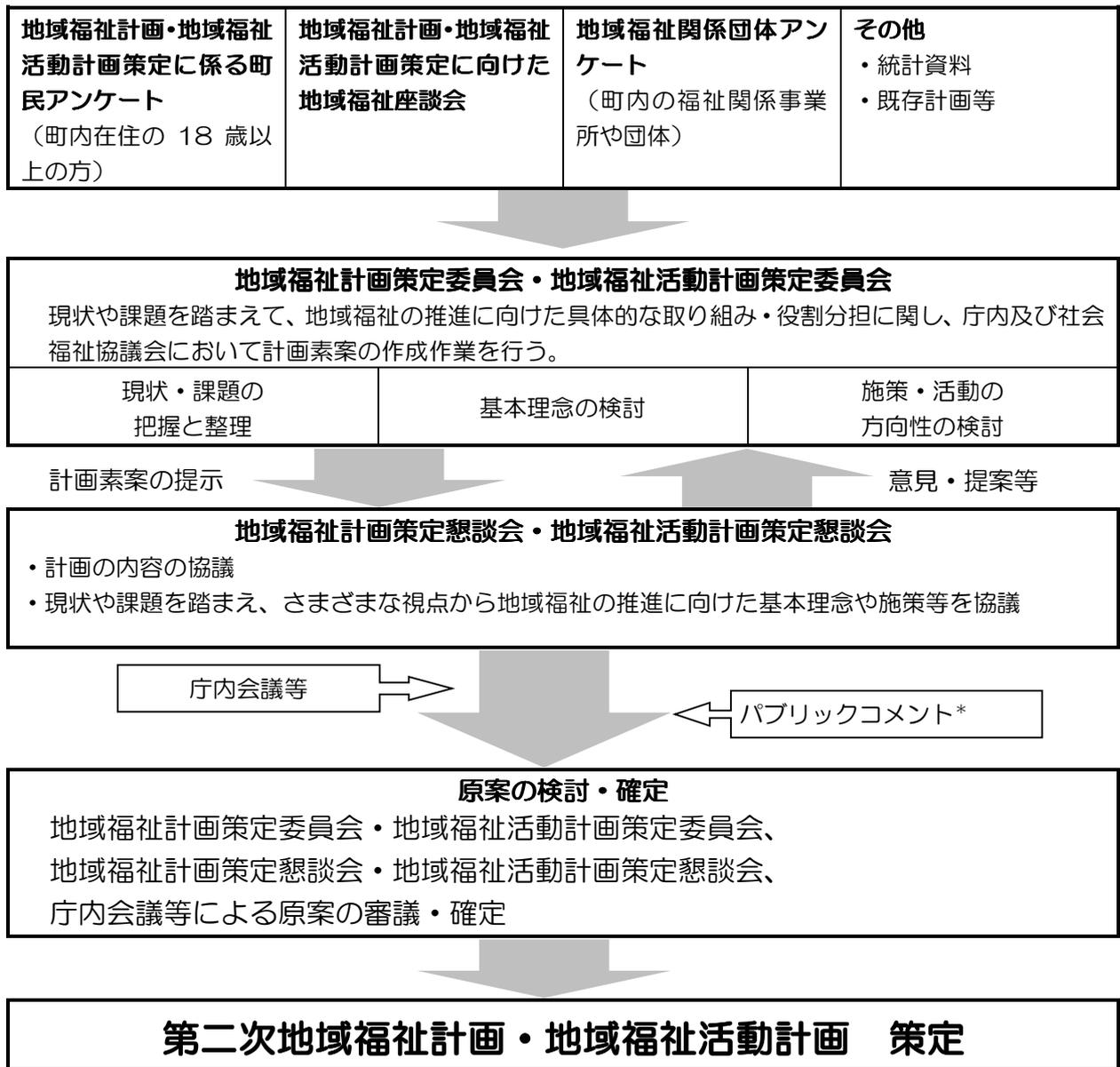
### ■計画の位置付け



## 6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めます。

### ■計画策定体制・流れ



\***パブリックコメント**：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み



地域福祉座談会のようす



地域福祉計画策定懇談会・地域福祉活動計画策定懇談会のようす

## 7 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■計画の期間

2018（平成30） 年度	2019（平成31） 年度	2020（平成32） 年度	2021（平成33） 年度	2022（平成34） 年度
<b>第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 【平成30年度～平成34年度】</b>				
第7期大泉町高齢者保健福祉計画 (大泉町老人福祉計画及び介護保険事業計画) 【平成30年度～平成32年度】				
第五次大泉町障害者基本計画 【平成28年度～平成32年度】				
第5期大泉町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 【平成30年度～平成32年度】				
大泉町子ども・子育て支援事業計画 【平成27年度～平成31年度】				
第二次元気タウン大泉健康21計画 【平成26年度～平成35年度】				